

◆◇ 労務管理のエッセンス ◆◇ (10/6月号) (第63号)

赤井労務マネジメント事務所 社会保険労務士 赤井孝文 akai2@mx52.fiki.ne.jp
下関市長府中之町5-4 電話245-5034 ホームページ <http://www.6064.jp>

2010年度の新入社員はETC型

日本生産性本部が、今年4月に入社する新入社員の特徴について、なかなか開かぬ心の「バー」にたとえ「ETC型」とであると発表しました。

今年の新入社員は、厳しい就職戦線をくぐり抜けていて、携帯電話などのIT技術に長け、情報交換にも積極的。物事を効率良く進めるスマートさがあります。

しかし、効率を重視する一方で、人とのコミュニケーションが苦手な面があるといえます。ETCの登場でドライバーと徴収員の会話がなくなり、コミュニケーションが不足していることと同じであると分析しています。

上司の方は、急いで人間関係を築こうとして新入社員の「心のバー」に衝突しないように。スピードの出し過ぎにご用心です！声のかけ方を工夫して、新入社員との信頼関係の形成に心がける必要があります。

外国人採用時の注意点

昨今、雇用の多様化が進み、外国人の労働者を採用する場面も多くなってきたかと思います。ここでは、外国人を採用する上で注意すべきポイントを簡単にご紹介します。

在留資格	<p>外国人を雇用する際には、外国人登録証により“在留資格”を確認しなければなりません。この在留資格とは、外国人が日本に滞在する際に行うことのできる活動や身分、地位を証明するものであり、就労が認められる資格と認められない資格があります。</p> <p>尚、「永住者」、「日本人の配偶者等」、「定住者」以外の資格である場合は、入国の際に取得した在留資格の種類でしか就労することができませんので注意が必要です。</p> <p>例えば、「技術」の資格で日本に滞在する外国人は、「技能」の資格による活動はできません。したがって、本来、機械工学等の技術者として働くべき外国人が、料理人等の仕事に就いていた場合は、不法就労となります。</p>
の許可	<p>在留資格が「留学」や「就学」となっていた場合には、資格外活動の許可を得ていなければアルバイトをさせることはできません。日本の学生のような感覚で「アルバイトだから」と気軽に働かせることはできませんので、必ず資格外活動の許可書を確認して下さい。</p>
在留期限	<p>資格が「永住者」以外の外国人については在留期限が設定されていますので、在留期限が過ぎてないか、また、その更新がされているかどうか確認する必要があります。</p>

上記ポイントを押さえておかなければ、不法就労等で会社が罰せられることとなりますので、採用する際の“うっかりミス”には気を付けて下さい。

このFAXがご不要でありましたら、誠に恐縮ではございますが、この紙面を折り返しFAXして頂くか、又はご一報頂ければと存じます。以後、ご送信を控えさせていただきますので、何卒ご容赦下さい。

FAX番号 245-7166 不要 貴社名 _____